一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町樫原中野山五一の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町高野命谷一一から二一まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町豊郷松ケ折一、二、三の一、三の二、四から八まで、九の一、九の二、一〇、一一の一、一二から一四まで、杉屋谷八から一〇まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市八木町室河原近江谷五七の一（次の図に示す部分に限る。）、五七の二から五七の四まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

近江谷五七の一（次の図に示す部分に限る。）、五七の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町宮脇倉ケ谷一二、一二の一、一三、一四の一、一四の二、一五、一五の一、一六、一六の一、一七、一八の一、一八の二、一八の乙、一九から二二まで、二二の一、二二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町豊郷大横谷一から一二まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町盛郷大将軍九、森ケ下四二、四三、四三の乙、四六の乙、四八、四八の乙、森ノ脇一から一〇まで、一七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

八(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町豊郷横谷五、六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市浦山字下横倉二四六二、字上横倉二四六三、字雨乞岩二九二四の一から二九二四の三まで、字白岩三一八三、字下木影三五四七の一、三五五〇から三五五二まで、三五五三の一から三五五三の三まで、三五五四、三五五五、三五五六の一、三五五六の二、三五五七、字唐沢三四五六、三四五七、字御社壇三八五三の一、三八五三の三から三八五三の五まで、三八五三の七、三八五三の八、字近場三八五五、三八五七から三八五九まで、三八六一から三八六五まで、三八七一、三八七二・三八七四・三八七九・三八八一・三八九五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三八七三、三八七八、三八八〇、三八八七、三八八九、三八九〇、三八九二、字荻ノ久保三九〇〇の一、三九〇〇の二、三九〇一から三九〇八まで、三九一四、三九一六から三九一八まで、三九一九の一、三九一九の二、三九二一・三九三三の一・三九三三の七・三九三三の八・三九二四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三九二三、三九三〇、字浦山三三一一の一・三三一一の三・字茸平二八七六・二八七七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字曾倉四〇八四、四〇八五の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）